

エネルギーコスト上昇に関する関係副大臣等会議の開催について

平成26年11月7日
内閣総理大臣決裁

1. 東日本大震災以降の電力料金の上昇や為替変動等によるエネルギーコストの上昇が我が国経済に与える影響について、自営業・小規模事業者等も含め、各府省庁が所管する業界を網羅した地域別のきめ細かい状況把握を行うとともに、必要な検討を政府一体となり関係行政機関が連携して行うため、エネルギーコスト上昇に関する関係副大臣等会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官（参）
構成員 内閣官房副長官（衆）
内閣官房副長官（事務）
経済財政政策を担当する内閣府副大臣
金融関係事項を担当する内閣府副大臣
復興大臣の指名する復興副大臣
総務大臣の指名する総務副大臣
財務大臣の指名する財務副大臣
厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣
農林水産大臣の指名する農林水産副大臣
経済産業大臣の指名する経済産業副大臣
国土交通大臣の指名する国土交通副大臣
環境大臣の指名する環境副大臣
内閣総理大臣補佐官（政策企画担当）
3. 会議の庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。